

平成31年2月28日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成31年2月28日（木） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～757号室

### 付議事項

- 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 11号 非農地証明申請について
- 議案第 12号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 13号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について
- 議案第 14号 非農地通知の決定について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

### その他

### 出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	4番 倉本 寛	5番 水場 守信
6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司	9番 今井 満
10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満	14番 大道 正孝
15番 秋光 貴志	17番 西田 小百合	18番 石田 尚則	19番 北村 正次

### 欠席委員

3番 池田 勝憲    13番 灰原 松二    16番 土井 光弘

### 事務局

平川事務局長    大番事務局次長    上川課長補佐    須賀課長補佐    庭月野主査

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成31年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 西田委員、2番 横段委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、13番 灰原委員、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。

今回の事前配布として、議案書、資料1「農用地利用集積計画（案）」、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料3「非農地通知の決定について」を送付しています。

また、本日配布した資料は、事前送付した資料1「農用地利用集積計画（案）」に訂正がありましたので、差替え後の資料1、そして資料4「平成31年度農業委員会総会開催計画表（案）」、「JA広島ゆたか広報」第138号です。また、第1地区、第3地区の担当委員には、調査予定表を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

事務局：なお、資料1の変更は、現地調査と、所有者からの聴き取りにより、新規の利用権設定の内容を一部変更したものです。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,589㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲受人は近隣でしいたけ栽培をする農地所有適格法人ですが、経営規模の拡大を図るため、譲渡人に申し入れ、賃貸借により申請地を借り受けることになったものです。

営農計画は、ハウスをたて、しいたけ栽培を行う予定です

経営面積は、自作地が22アールありますので、旧呉市広地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。スライドの申請地の隣にハウスが建っており、同様にしいたけ栽培に利用するということです。排水についてもほかの農地への影響はなく適切と思う。ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広町字神開〇〇〇〇番、地目は畑、面積は416㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作が困難なため、隣接地に農地を所有する譲受人に贈与するものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です

経営面積は、自作地が17アールありますので、旧呉市広地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。現在野菜が栽培されており、譲受人に耕作意欲もあり問題ない。ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字柴打場〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で237㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し申請地の管理が困難なことから、申請地の売却を譲受人に働きかけ、譲受人は自宅に近隣する申請地を買受けることとしたものです。

字柴打場〇〇〇〇番は1筆の広い土地でしたが現状にあわせ分筆し、本件は、このうち農地2筆について申請するものです。

営農計画は、果樹または野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が49アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、苗代町の工業団地の入口の北にある土地です。

譲渡人は大阪に居住し管理できないため、申請地の隣に居住する譲受人と協議し、売買することにしたものです。この土地は、1筆の中に宅地と農地が混在しており、現状にあわせ分筆し、譲受人2名に3条及び5条で許可申請しています。

この申請地は、1筆が果樹栽培されており、もう1筆は、スライドのとおり作付けはされていませんが、いつでも作付けできるよう管理されていました。許可して問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、苗代町字柴打場〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は221㎡の第2種農地です。5番の申請地は、苗代町字原条〇〇〇番、地目は田、面積は575㎡の第2種農地です。

申請の事由は、4番の柴打場については、先ほどの案件と同様に自宅に隣接する農地を買受けるものです。5番については、これまで譲受人が事実上耕作していた水田について、農地法の手続きを行い、使用貸借で整理するものです。

営農計画は、4番は野菜を、5番は水稻を作付けする予定です。

経営面積は、自作地及び4番、5番の申請地をあわせ、22アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。4番の申請地は、先ほどの1筆の土地の一部の農地です。売買の理由は先ほどのおりで、申請地は、スライドのおり、作付けはされていませんが、いつでも作付けできるよう管理されていました。

また、5番の申請地は、水田地帯の中にあり、耕運され、適切に管理されていました。

4番5番とも、許可して問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、4番と5番は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、4番と5番は許可と決定します。

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番、台帳地目は山林、現況地目は畑、面積は1,201㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により、使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は申請地を借り受け、新規就農するものです。

営農計画は、オリーブ、香草等を作付けする予定です。

経営面積は、申請地だけで12アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。現地調査の際には、譲受人が休耕していた申請地を整地していた。今後はオリーブ、ハーブを作付けし、新規就農するというものです。若い就農者であり、よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番、地目は田、面積は920㎡の農

用地区域です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです  
営農計画は、水稻を作付けするものです。

経営面積は、65アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。譲渡人は高齢で耕作できないため、隣接地を耕作している譲受人に贈与して作ってもらうというもので、何ら問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、警固屋9丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は282㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する自宅の車庫及び駐車場として使用するものです。

規模等は、車庫1棟及び駐車場2区画を整備するものです。

しかしながら、写真でもおわかりのように既に車庫等として使用されていることから、始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、市街化調整区域内での車庫の設置については、自宅に付属する建物として、建築許可は不要との都市計画課の回答を得ています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。写真のとおり、現在車庫が建っており駐車場として利用されている。  
始末書も添付されており、やむをえないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字柴打場〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は861㎡の第2種農地です。

これは、先ほどの農地法3条許可に関連する案件で、1筆の土地のうち建物部分について所有権を移転するものです。

転用の目的は、農家住宅用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、農家住宅及び付属建物2棟を設置する計画です。

しかしながら、写真でもおわかりのように既に農家住宅用地として使用されていることから、始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、先ほどの3条許可案件の隣にある農地1筆です。申請地は、スライドのとおり大きな建物が3棟あり、始末書も添付されていることから、やむをえないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字柴打場〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は110㎡の第2種農地です。

これも、先ほどの案件と同様で、1筆の土地のうち進入路として使用する部分について所有権を移転するものです。

転用の目的は、自宅への進入路として利用するため、所有権を移転するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許



可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、先ほどの土地の隣にある農地です。スライドの奥の自宅への進入路として使用するもので、許可して問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字小塚〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は332㎡の第2種農地です。

転用の目的は、キャンプ場施設用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、テーブル、椅子、バーベキュー施設、倉庫、テント等を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。申請地は、耕作しにくい農地で、荒らすよりはキャンプ場として有効利用するというものです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で465㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。子供の家を建てるというものです。スライド奥に河川があり、排水も問題ない。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は67㎡の第2種農地です。

転用目的は、進入路として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、隣接農地への進入路を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。進入路として使うため田の一部を転用するもので、排水も問題ない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番〇、地目は田、面積は622㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場13区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は平成30年12月3日に除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。スライド奥の寺の門徒が使用する駐車場にするというもので、申請地に接する市道に側溝があり排水に問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、「農地法第5条の規定による一時転用許可申請」について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字飛路井〇〇〇〇番〇1、地目は畑、面積は2,927㎡の第2種農地です。

転用の目的は、申請地前で行われる海岸保全事業の高潮対策用の消波ブロックの製造用地、成果品置場等として平成31年末迄の予定で一時転用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、製造用地1,200㎡、消波ブロック成果品置場60㎡、現場事務所2棟及び進入路等を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

なお、工事終了後は、速やかに農地に復元する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。スライドの左側が海岸で、その護岸を整備するためのものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第11号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方町字戸田西〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は33㎡の第2種農地です。

申請の事由は、道路整備により残地となった土地を取得したものの、管理できず、昭和57年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。30年前から大きな木が生えていたということで、現状にあわせざるをえない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、現況は原野、面積は3,136㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成5年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。スライドのとおり、傾斜地で荒廃しておりやむをえない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎの議案第12号につきましては、15番 秋光委員が当事者となりますので、議事

参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、秋光委員の退席をお願いします。

(15番 秋光委員退席)

議長：議案第12号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：議第12号について説明します。この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。2月8日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1「農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画の決定については、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっていますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、内容について説明しますので、資料1をご覧ください。

1ページは、利用権の設定について新規の申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字京塚〇〇〇〇番〇ほか17筆、合計面積は17,811.52㎡です。

2ページは、利用権の設定について再設定の申込みの一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字土居〇〇〇番ほか4筆、合計面積は3,378㎡です。

設定する権利内容は、使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等については、それぞれ資料のとおりです。

3ページは、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。

4ページ、5ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されています。

なお、本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定により、すみやかに公告することになっています。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

(15番 秋光委員着席)

(呉市農林水産課職員着席)

議長：つぎに、議案第13号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について説明します。

この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としています。

「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしています。この計画変更にあたっては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の意見を聴くこととなっていますので、よろしくをお願いします。

資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

今回の計画変更の理由は、呉農業振興地域整備計画について、農用地利用計画の変更の必要性が生じたものです。

変更理由書の「農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」は、2ページに示している6件、28筆の農地について、所有者より農用地区域の除外申出がされています。

具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明しますので4ページ以降に添付している除外の位置図と併せてご覧ください。

対図番号1 呉市郷原町字東岡条〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積1,020㎡で、太陽光発電として使用するものです。

対図番号2 安浦町大字女子畑字林〇〇〇〇番ほか5筆、合計面積1,300㎡で、太陽光発電として使用するものです。

対図番号3 蒲刈町大浦字前原〇〇〇〇番、面積1,445㎡で、原野化しているとの申し出です。

対図番号4 安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番、面積1,251㎡で、太陽光発電として使用するものです。

対図番号5 郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか15筆、合計面積4,063㎡で、駐車場として使用するものです。

対図番号6 安浦町大字中切字北平迫〇〇〇〇番、面積222㎡で、住宅敷地として使用するものです。

以上6件について、現地調査の結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用区域から除外し農用地利用計画を変更するものです。

つぎに、変更理由書の「農用区域外の土地を農用区域に編入するための農用地利用計画の変更について」は、3ページに示している3件、4筆の農地について、所有者より農用区域の編入申出がされています。農用地利用計画において、優良農地の確保、保全という農用区域計画の目的に照らし、市が必要と判断した場合は農用区域へ編入を行うこととしています。

具体的に、位置、地目、面積、変更後の土地利用形態について、説明しますので17ページ以降に添付している編入の位置図と併せて御覧下さい。

対図番号1 安浦町大字女子畑字鷹巣〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目 田、合計面積1,892㎡で、今後も長期間にわたって耕作を継続していきたいとの申し出です。

対図番号2 安浦町大字内平字反り〇〇〇番〇、地目 田、面積537㎡で、今後も長期間にわたって耕作を継続していきたいとの申し出です。

対図番号3 安浦町大字内平字原筋〇〇〇番〇、地目 田、合計面積502㎡、今後も長期間にわたって耕作を継続していきたいとの申し出です。

以上3件について、現地調査の結果、将来的に開発の可能性が低い土地で、土地所有者に営農意欲があり、妥当と認められましたので農用区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。

この他の計画については、今回変更はありません。

ご審議よろしくお願いたします

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：除外の5番の駐車場は、面積が大きいけどどこが利用するのか。

農林水産課：隣接する工業団地内の企業が使用するものです。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：つぎに、議案第14号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料3「非農地通知の決定について」をご覧ください。音戸町の農地、34筆 39,477㎡、安浦町の農地、18筆 10,341㎡、合計で52筆の49,818㎡ 約4.9haについて、平成30年に農地パトロールにより非農地と判定したものです。総会議決後は、所有者及び関係機関である広島県、法務局、資産税課、農林水産課へこの旨を通知することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから15ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地の転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、9ページから11ページの農地法第4条の規定による届出が一時転用事案1件を含め6件、12ページ、13ページの農地法第5条の規定による届出が6件、計12件ありました。

また、14ページの市街化区域内の農地について、民事執行法による買受適格証明申請が4件、15ページ、「農地法第18条第6項の規定による通知に関する専決処理規程」により受理した、合意解約が1件ありましたので、ご報告します。

議 長：そのほか、事務局から説明事項はありませんか。

事 務 局：本日配付しています資料4「平成31年度農業委員会総会開催計画表（案）」ですが、昨年度とほぼ同様の内容にしていますが、委員協議会の会計処理を7月31日までで処理しますので、委員協議会総会を、7月から8月へと変更しています。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

本 末 委 員：12番 本末です。農地取得の下限面積についてだが、豊地区の30アール以上という



のは新規就農者にとっては厳しい数字である。新規就農者を増やし農地を守っていく方向で考えないといけない。10アールでも良いのではないか。

事務局：下限面積は、農地法、政令、規則で定められており、農林業センサスの経営面積等を基準として定めています。

本末委員：現在の就農者の平均をとれば確かに広いと思うが、外から新規で入ってくる者にとって30アールは厳しい。今のままでは、農家が減っていくばかりだ。

事務局：下限面積は、毎年見直すことになっており、4月の総会に諮っている。まずは統計データの調査から始めたい。

上田委員：10番 上田です。大阪府の準農家制度のような特例はできないか。

秋光委員：15番 秋光です。新規事業を行う場合、必要となる農地面積が変わってくる。

事務局：耕作する品種、内容によっては、例外規定がある。

各地区の耕作面積について各委員で調べてもらい、総会で協議したい。

上田委員：現在、休耕地を含めた圃場整備について検討しているが、休耕中の農地の扱いが問題となっている。少しでも外から人が入ってこれるよう下限面積を見直してほしい。

議長：農林業センサス等のデータと、各地区の実態を調査して協議することにしたい。そのほか、何かご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：次回の日程を申し上げます。

次回、平成31年第3回総会は、平成31年3月28日 木曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で平成31年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時15分)